場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4　利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一　審査請求が不適法であり、却下する場合

二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二条の見出しを削り、同条中「第十九条及び」を「第十九条第二項及び」に、「前条の」を「前条第一項の」に、「異議申立てに」を「審査請求に」に、「第十九条中「前条第二項」を「第十九条第二項中「前項」に、「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に、「同条第二号中「開示請求者」を「同項第二号中「開示請求者」に、「同条第三号中「開示決定等」を「同項第三号中「法人文書の開示」に、「利用請求に対する処分について」を「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について」に、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を」を「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を」に改め、「、同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「、不服申立人」とあるのは「、異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条第二項及び第十六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と」を削り、「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」」に改める。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第十一条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十条中「（厚生労働大臣による処分を除く。）」及び「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削る。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条　削除

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十二条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第七項を次のように改める。

7　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

第二十四条第六項を次のように改める。

6　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

第二節　公正取引委員会関係

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十条の十二中「公正取引委員会がした」を「公正取引委員会の」に、「よつて審査官がした」を「よる審査官の」に、「よつて指定職員がした」を「よる指定職員の」に改め、「含む。）」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百十八条中「基づいて」を「よる」に、「がした処分」を「の処分又はその不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三節　国家公安委員会関係

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第十四条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第十五条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の三の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部改正）

第十六条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「第二百五十五条の二の」を「第二百五十五条の二第一項の」に、「第二百五十五条の二第一号」を「第二百五十五条の二第一項第一号」に改め、「又は不作為」を削る。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第十七条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出しを「（審査請求等）」に改める。

第三十八条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第十八条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第八項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正）

第十九条　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第二百五十五条の二の」を「第二百五十五条の二第一項の」に、「第二百五十五条の二第一号」を「第二百五十五条の二第一項第一号」に改め、「又は不作為」を削る。

第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。